練馬区地域福祉計画推進委員会 第4回福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和5年3月24日(金)午後4時30分~午後5時50分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 3 出席者 【部会員】

青木部会員、岩澤部会員、植田部会員、浦田部会員、岡崎部会員、 轡田部会員、熊谷部会員、篠原部会員、髙橋部会員、千葉部会員、 福山部会員、増渕部会員、的野部会員、宗形部会員、(以上 14 名) 【区出席者】

建築課長、福祉部管理課長、土木部計画課長、交通企画課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
- (1) 令和4年度の取組みについて
- (2) だれでもトイレの名称変更に伴う取扱いについて
- (3) 次期地域福祉計画の策定について
- **〇部会長** 皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、まだ着席されていない方もいらっしゃいますけれども、会議を進めさせていただきたいと思います。

今日は第4期の第4回福祉のまちづくり部会ということで、今年度の1年間の総括という形になっております。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、四つの団体の委員の交代があったと伺っておりますので、それぞれ簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

(部会員自己紹介)

〇部会長 それでは、本日出席の事務局の職員の方のご紹介をお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。

(職員自己紹介)

〇部会長 それでは、これから会議を進めさせていただきたいと思いますけれども、事務 局から、委員の出席状況について、ご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願 いいたします。 **〇事務局** 部会員の出席状況について、ご報告いたします。

現在12名の部会員にご出席いただいております。

なお、鴨治委員から欠席のご連絡をいただいてございます。

会議の議事録につきましては、区のホームページに記載する予定でございます。記録が まとまり次第、部会員の皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。

なお、会議の内容につきましては、記録のため、録音をさせていただきます。あらかじめご了承いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思いますけれども、まず資料の確認と注意 事項を併せて、事務局お願いします。

(事務局資料確認)

〇部会長 ありがとうございます。

あと、注意事項として、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただくことになりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事の運営をしていきたいと思います。

お手元の次第に沿いまして、今日は3点ほどあります。

最初に、令和4年度の取組についてということです。

そして、だれでもトイレの名称変更に伴う取扱いについて、2番目です。

3番目が、次期地域福祉計画の策定ということです。

先ほど資料のご説明がありましたけれども、資料に沿って、まず事務局から説明をしていただきながら、その後、質疑応答をさせていただければと思います。

それでは、最初の施策3、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるという ところから、始めたいと思います。

それでは、資料のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 それでは、施策3、取組2の資料2について、ご説明いたします。

事業番号27番、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備について、ご説明いたします。

1、事業内容の内容です。

こちらの事業につきましては、平成30年に主要な公共施設と最寄り駅を結ぶアクセスルートを指定し、わかりやすく一貫した案内誘導や管理区域境界、これは例えば東京都の敷地と区の敷地のように管理が違うところのものを指します。連続性に配慮した整備等に取り組むこととしました。令和元年にモデル整備等の実施をいたしまして、令和2年度には、医療機関へのアクセスルートの新規指定を行っております。今後は、未指定ルートにおけるアクセスルートの指定や、指定したアクセスルートの整備を促進していくことになっております。 続きまして、令和4年度の取組みについて、ご説明いたします。

整備の詳細については、別紙の2というものがございます。こちらをご覧いただけますでしょうか。

別紙2のご説明等を含めまして、ご説明いたします。

(1) 令和2年度に指定した医療機関へのアクセスルートにおけるバリアフリー整備を 実施といったところで、別紙の資料、練馬高野台駅におけるアクセスルートのバリアフリー整備といたしまして、土木部で、高野台につきましては視覚障害者誘導ブロックの敷設 と案内標識の設置、外来棟の入り口の段差解消を行っております。

続いて、建築課で行っておりますのは、触知案内板の変更といたしまして、別紙で申し上げますと、左側のところです。触知案内板の変更を行っております。

続いて、次のページ、光が丘駅におけるアクセスルートのバリアフリー整備といたしまして、こちらについては土木部で視覚障害者誘導ブロックの敷設と案内標識の設置(2基)、柵の設置を行いました。柵の設置については写真でいうと右側の真ん中の辺りですね。歩道橋の下側に柵を設けて、そういったところに人が入ってけがをしないような形で整備をしております。

案内標識とは、このページでいうと右下にございます、標識を設置しております。

続きまして、建築課で行った整備といたしましては、駅構内の案内板および都営住宅の 案内地図の病院名等の変更といったところで、若干、地図の名称が変わってございますの で、その辺りのサインを追加で設置いたしました。

写真につきましては、右上に整備後の拡大写真をご用意してございます。このような整備を行っております。

また、資料の2に戻ります。

バリアフリー整備についての関係機関へ要請と協議について、ご説明いたします。

こちらの関係機関様方に、この整備において、いろいろ協力をいただいております。東京都交通局様につきましては、光が丘駅、また資料2の別紙になるのですけれども、駅構内の案内図の変更といたしまして、この写真左の上の案内地図を変更していただいております。

続きまして東京都様ですね。資料2別紙次の高野台の方をご覧ください。 道路の視覚 障害者用の誘導ブロックが一部破損してございましたので、こちらの修理を行っていただいております。

場所につきましては、真ん中の整備前のところで一部破損しているところがございますが、右側のように一部補修を行っていただきました。

続きまして、また光が丘に戻らせていただきます。

資料2別紙光が丘の写真をご覧ください。光が丘につきましては、植樹升の変更と柵の 移設、視覚障害者用誘導ブロックをJIS規格に変更といったことで、ご協力をいただい ております。

まず、植樹升の変更につきましては、こちらは写真の左下ですね。もともと植樹升の部分が、盛り上がっている状態でありましたが、こちらのところにモルタルを敷いていただいて、段差のないような形で改修を行っていただきました。

続きまして、公安委員会さんにつきましては、こちらは要請している状態で、整備はまだ行われておりませんが、高野台、光が丘ともに、エスコートゾーンの設置、視覚障害者用の付加装置の信号機の設置等の要望をしております。

続きまして、東京都住宅局様につきましては、視覚障害者誘導ブロックの敷設と案内地 図等の整備にご協力をいただきました。 続きまして、高野台の説明になるのですが、実際の病院にご協力いただいている対応といたしまして、令和3年度に対応済みでありまして、誘導鈴の設置、案内板の設置、耳マーク・筆談マークの設置、ベンチの設置等を行っていただきました。

写真につきましては、こちらの資料の下にございます。ご参照いただければと存じます。 続きまして、光が丘駅につきましては、

駅構内の案内看板の修正、光が丘駅A2出入口のエレベーターホールへの看板の設置がございます。

こちらのA2出入口の看板につきましては、資料2別紙光が丘駅の資料の真ん中の辺りになるのですが、光が丘病院ご案内といったところで、分かりづらい標識になっておりましたので、こちらの設置のご協力をいただいております。

最後に、未指定地域におけるルートの指定の課題についてです。令和5年度以降にアクセスルートを指定する地域については、いわゆる歩道がない狭いところという問題がございまして、今年度車椅子使用者の方とか、視覚障害者の方と意見交換をさせていただきまして、安全な通行に関する整備手法の検討を開始しております。

今後も情報収集を行いながら、令和5年度に実施予定のアクセスルート、ワークショップの中でも検討を行う予定でございます。

資料の説明については以上でございます。

〇部会長 ありがとうございました。

まず、こちらの今のご説明にありました資料2ですね。これに関連する参考資料がありますけれども、別紙がありますが、それについてご質問、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

最初にお名前をおっしゃっていただきまして、お話しいただければと思います。いかがでしょうか。どなたでも結構ですので。

〇部会員 確認ですけれども、あちらこちらをつくり直していただいたようで、ありがたいとは思っていますが、一つは触地図関係で、その位置が分かるようになっているのかどうかを確認したいのですが。

例えば大泉学園だと触地図のところが鳴っているというか、音が出ていて、分かるというのがありますけれども、その辺はどうされましたか。

〇事務局 今回の整備につきましては、音による誘導は行っておりません。

ただし、視覚障害者誘導ブロックにつきましては、設置して誘導するような形を取らせていただいております。

〇部会員 それでは、まだ、そこの場所を知らせる音がないということですので、できれば、どこの課でも構いませんけれども、電話で問合せがきくような、自分がどこにいるかというのを聞きたいので、ぜひ、その代表番号みたいなものを必ず入れていただくと、視覚障害者の場合はそちらへ連絡をしたりすることができるかなと思いますので、よろしくお願いします。

O部会長 ありがとうございます。

実際にどこの連絡先を表示するかどうかということもあるかと思いますので、事務局で、 情報をもう少し詳しくお聞きして、ご検討いただければと思いますが、よろしいでしょう か。 それから、誘導鈴につきましては、どの辺りの場所に設置されているか、私も現地を知らないので何とも言えないのですけれども、その辺りのことも含めて、併せて視覚障害者団体とご相談して、すぐには難しい部分もあるかと思いますけれども、視覚障害者団体にもご協力をお願いしたいと思います。

部会員さん、よろしいでしょうか。

- 〇部会員 はい。
- **〇部会長** ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

- **○副部会長** 確認させていただきたいのですが、どこかに資料が出ていたら申し訳ないのですが、全体像といいますか、練馬区の駅が何駅あって、アクセスルートを設定したのが幾つで、どれだけ達成できたのかというのが、もし見える化できるようであれば、次年度でも結構ですので、示していただけると、何となく目標があった方が、達成感があるのかなと思っております。
- **〇部会長** 最初のルート設定のときには他のところもあったかと思います。そこを選んだ理由もあったかと思いますけれども、回数を重ねていきますと忘れてしまいますので、ぜひ、年度の節目のときには、全体の中でどの程度進捗しているのかということは、情報としても必要かと思いますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

- **〇部会員** 1点だけ教えてください。東京都で整備された植樹升の修繕ということで挙がっております。これは、つまずきやすくなっていた植樹升を平たんにした。これは大変いいことだと思いますが、植栽そのもの、植樹、樹木に対する影響というのは、特にないと考えてよろしいのでしょうか。
- **〇部会長** いかがでしょうか。私も気になります。
- **○事務局** 何とも言えない微妙なところはあるのですが、影響はないと思っております。
- **○建築課長** もともと歩道につきましては、浸透性がある素材が使用さされておりますので、これの蓋をしたからといって、すぐに枯れるような、水が行き届かないような感じではないのですね、今でも。

ですので、コンクリートで足をつまずきにくくした場合であれば、植栽への影響はありますけれど、今回の場合の影響は限定的かなと考えております。

- **〇部会員** これは参考意見としてお願いしたいのですが、実はここに限らないのですが、 植樹升は、いわゆるツリーサークルと言われているパーツを使ったデザインが多いのです が、実は区内のあちこちで、かなり路面が荒れて、特にホイルチェアでなくてもつまずく というようなところが多いので、それは今回のところの整備箇所では全くないのですけれ ども、一応ご配慮いただけたらなと思います。よろしくお願いします。
- **○建築課長** 道路管理者と協議いたしまして、整備の方向については考えたいと思います。 **○部会長** あと、こういうふうにフラットしたときには、視覚障害の方々が、それをきちんと認識できていないと、逆にまたそれに衝突するという、そういう危険もあります。

通常はカバーをしていくという形になるかというふうに思いますけれども、これは木だけ、植樹だけではなくて、普通の柱も、デッキですとか、そういうところも全く同じなの

ですけれども、何らかのサポートが必要かもしれません。

この誘導ブロックをたどっていけば大丈夫だと思いますけれども、そういうことも懸念 材料としてありますので、あらかじめ注意されておいた方がいいかというふうに思います。 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

(なし)

〇部会長 それでは、次の資料の説明を、まずしていただきたいと思います。

資料3になりますか。ユニバーサルデザイン体験教室の拡充ということで、今年度の実績も含めて、併せてご紹介をいただければというふうに思います。

○事務局 それでは、資料3について、ご説明させていただきます。施策4、多様な人の 社会参加に対する理解を促進するということで、ユニバーサルデザイン体験教室の拡充に ついて、ご報告をいたします。

1、事業内容です。

次世代を担う子ども達が、障害のある方などとの交流を通じ、それぞれの違いに気づき、 考え、行動できる意識を学ぶための講座となっております。

令和2年度から実施校を中学校まで拡大し、ユニバーサルデザインについて継続的に学 ぶ機会を拡充していくということで、事業内容としております。

令和4年度までの取組み(実績)について、ご報告いたします。

令和元年度は、ユニバーサルデザイン体験教室は、小学校は5校、受講者数355人で実施してまいりました。

現行の計画期間が令和2年度から6年度までとなっております。

令和2年度が、小学校4校で296名、中学校1校で415名の、合わせて711名で実施いた しました。

令和3年度は小学校8校で642人。令和4年度、今年度については、小学校12校で1,435人という形で実施をしてまいりました。

受講後のアンケート結果について、ご報告をいたします。

今回、受講してすぐにやってみようと思ったことということで、「ユニバーサルスポーツの体験をしてみて、もっと障害者スポーツを知りたいと思った」。また、「まちの中のユニバーサルデザインを探してみたい」「恥ずかしがらずに進んで声がけをしたい」「相手の気持ちを考えて行動したい」「人の考えを否定しないようにしたい」「点字を覚えてみたい」という声がありました。

(2) は授業を受けた感想となっております。こちらは一部抜粋となっております。

「ユニバーサルデザインは身近にたくさんあることに気が付いた」「ユニバーサルデザインの授業を通して、人それぞれ違うことを学べた」「『違い』は『間違い』ではないということが、ゲームで楽しく理解できた」「もっと勉強して他の人にも教えてあげたい」。という声がありました。

また、1枚おめくりいただきまして、資料3の別紙になっております。アンケート結果 をつけております。

今回は小学校でご回答をいただけなかったところもございましたので、全体でアンケートの回収数といたしましては、662名のお子さんたちからアンケートの回収をいたしました。

授業内容については、「分かりやすかった」というお子さんが521名。「難しかった」 というお子さんが6名いらっしゃいました。

また、その下の授業を受けて「すぐにやってみよう」と思ったことということで、こちらについては「いろいろな人がいることに気がついて、思いやりの心をもって行動したい」というお子さんたちが547名。また「困っている人を見かけた時は『お手伝いしましょうか』と声かけをしていきたい」という488名のお子さんたちに働きかけを行うことができました。

また、裏面のところをご覧いただきまして、ユニバーサルデザイン体験教室全体の感想 ということで、自由意見ということでいただきました。

「今回学んだことをいろんな場面で生かしていきたい」というお子さんですとか、また「ユニバーサルデザインの授業を通して、人それぞれが違うということを学ぶことができた」、また「実際に目の不自由な方が教えてくれたので、理解しやすかった」、また「心のユニバーサルデザインという思いやりのユニバーサルデザインがあることを知ることができた」というお声をいただいております。

今後、こちらのユニバーサルデザイン体験教室については、引き続き令和5年度も拡大をしていってまいります。

こういった働きかけを行うことで、また次のお子さんたちが、いろいろな場でこういった行動に意識づけできるように進めていってまいりたいと思っております。

以上となります。

〇部会長 資料のご説明をありがとうございました。

こちらは、質疑というよりも、ご意見というか、感想とか、そういう形になるかと思いますけれども、皆さん方からありましたら、別紙も含めてご意見をお伺いできればというふうに思います。

どなたでも結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇部会員 感想を。
- ○部会長 どうぞ、感想でも結構です。お願いします。
- **〇部会員** 以前、こういう集まりの中では、どうしても点字のこととか、移動の手引きの 仕方だとか、そういうものが強調されていましたけど、今回のアンケートの結果の中にも、 とても、思いやりとか、心の部分がかなり強調されているので、とても未来的に期待感を 持ちました。これからもよろしくお願いします。
- **〇部会長** ご感想をありがとうございます。

いかがでしょうか。皆さんの方で、ご意見、ご感想はありますか。

この対象学年は何年生ですか。4年生ですか。

○事務局 対象については、小学校4年生から中学校3年生ぐらいまでということで授業を設定しております。

今回ご受講いただいた学校については、多くは小学校4年生のお子さんたちが多かった ということになっております。

- **〇部会長** 対象とする学年は、学校の指導で動くという、そういう形ですかね。
- **〇事務局** そうでございます。
- **〇部会長** 分かりました。

希望的には、毎年度やっているので、本当はフォローアップをしていただくと、体験をした児童・生徒さんが中学校へ行ったときにどうかとか、あるいは高学年のときにどうとか、そういうことが見えてくると、このアンケートにありますように「こんなことをしたくなった」「今度はこういうことがやれるといい」ということが、実際に実現しているのか、していないのかということが分かったりするので、ぜひ、そういうチャンスも欲しいなと思いますし、また、体験教室をする前に、一旦アンケートをとっておいて、事後でどういう変化を起こしているのかというようなことも調べられると、この教室の課題が見えてくるのではないかというふうに思います。

それから、フリーアンサーで、別紙の裏側にありましたけれども、「当たり前だと思っていたものがユニバーサルデザインで驚いた」という感想がありますけれども、令和元年から令和4年、そして令和5年と進んでいきますと、特にどういう教え方をしたのかよく分からないですけれども、ユニバーサルデザインの商品とか製品だとかを説明していくと、日常的に小さいときから児童・生徒が使っていると、そういう意識がないわけですよね。本当はそれが一番いいわけですけれども。

なので、この辺りのことを先生方が一緒にやっていると思いますので、先生方はどう感じているか。児童・生徒の感想もいいのですけれども、むしろ教師ですね。学校側の指導する先生方がどういう感想を持っているのか。そこも併せてアンケートをとっていくということはとても大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

副部会長、何かありますか。

○副部会長 一番最初の小学校から回数を重ねてきて、数も増えてきておりますので、小学4年生にできることと中学3年生にできることというのは別だと思うのですね。そのデータも蓄積されていると思うので、それぞれの学年とそれぞれの時期に合ったユニバーサルデザインに関してやっていけることというのが、まとまっていくとさらにいいかなと思っておりますので、発展を期待しております。

〇部会長 ありがとうございます。

区全体ではあれですか。ユニバーサルデザインの認知度とか、そういう調査なんかもされているのですか。

○事務局 現在、区全体ではなくて、東京都でユニバーサルデザインに対する認知度というのを行っておりまして、前回の計画の際にも行っておりまして、計画の中には掲載がないのですけれども、以前、東京都の調査結果がございまして、「ユニバーサルデザイン」という言葉は知っているのだけれども、中身について理解していないという方が多い。内容までは理解していないという方が多くいらっしゃいました。

言葉を聞いたことはもちろんあるのだけれども、内容についての理解というところがま だ進んでいないというところがございます。

〇部会長 ありがとうございます。

〇部会員

私も、この体験教室の内容が不勉強でお恥ずかしいのですが、これは、体験教室ということは、ユニバーサルデザインのハードに関して体験してもらうということなのでしょうか。

といいますのは、ユニバーサルデザインは、ハードの設備であったりとか、サインだとか、そういったものを子どもたちや若い人たちが学ぶというのは大事だと思うのですけれども、さらに、高校生、大人も含めてですけれども、ハードではなくて、プラス気遣いというか、当たり前のお作法、例えば点字ブロックの上に自転車を置かないとか、そういったことも含めての教室なのでしょうか。

○事務局 こちらのユニバーサルデザインの授業内容については、それぞれの学校によって、授業の時間数が異なっておりますので、それによっても先生方と調整した上で実施内容は変えているのですけれども、時間をなるべく多くいただいている学校については、ハード+ハートというところで、ハード面のところのご案内と、併せて思いやりの部分というところでのご案内というのをしております。

小学校ですと45分授業ですので、45分間ぐらいしか授業時間が取れないところについては、ユニバーサルデザインとは障害のある方だけではなくて、生活している人みんなにとって便利になるものなのだよというところを併せて、また、ユニバーサルデザインというところは、障害のある人だけ、困っている人だけというところではなくて、みんなにとって最初から便利になるようなものというところで、みんなにとっても大変なときは、けがをしたときであるとか、重い荷物を持っているときに、例えばエレベーターがあると便利だよねというところを含めてご案内をしているという授業になっております。

また、大人向けの講座については、別の施策になるのですけれども、地域講座ということで、大人も子どもも一緒に学べる。そういったハード部分とハートの部分ということで、併せて学べる講座というのを、今年度は2日制で実施をしてまいりました。

今年度の受講者数といたしましては、お子さんがいらっしゃる時間帯ではなかったので、 大人の方だけで50名ぐらいの方に受講していただきまして、ハードの部分とハートの部分 というところで、また、障害のある方の車椅子の押し方であるとか、また、白杖の視覚障 害者の方の誘導の仕方なども含めて、ご案内する講座というのを今年度初で実施をいたし ました。

- O部会長 よろしいでしょうか。
 - 大人の方はアンケートをとっているのですか。
- **〇事務局** はい。
- **〇部会長** 同じような設問でしょうか。
- **〇事務局** 同じような形です。
- **〇部会長** それと一緒に出していただけると非常にいいです。

同じことを、同じような体験教室をやったときに、大人はどう感じているのか、子どもはどう感じているか。大人の行動はどこにあるのかとか、先ほど、先生方のお話をしましたけれども、保護者がそれをどういうふうに持ち帰って、子どもたちが、児童・生徒が持ち帰ってきているか。そこの部分までフォローしていただくと、すごくいいのですけれども。ぜひ、その辺りも含めて、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

ほかに、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

〇部会長 それでは、二つ目の議題のだれでもトイレの名称変更に伴う取扱いについてと

〇事務局 資料4について、ご説明いたします。

その前に、先ほど資料2で別紙の説明が一つ抜けておりましたので、資料4の説明の後に引き続きいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料4、だれでもトイレの名称変更に伴う取扱いについて、ご説明いたします。

まず経緯についてです。令和3年3月に高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準が改正され、トイレの表示は「多機能」「多目的」など、だれでもが使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能をピクトグラム、機能を示した絵のようなもの等で表示することに直されました。

これを受け、東京都はトイレ全体でユニバーサルデザインを推進することとし、東京都 福祉のまちづくり条例施行規則から、「だれでもトイレ」の名称を削除いたしました。

それに伴って、練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則においても、同様の改正を行いました。そこで、「だれでもトイレ」の名称は使用しないことになってございます。

これを受け、各部会員に意見を求め、今後の区の方向性を再検討いたしました。

次に、前回いただいたご意見をご紹介いたします。

1、新たな名称についてですが、「名称をどうするか」ではなく、「適切な利用の在り 方」について、きちんと対応していくべきというご意見がありました。

もう一つが、「優先トイレ」や「思いやりトイレ」などの名称にしてはいかがかという ご意見もございました。

三つ目に、公共トイレの整備状況や使用状況を把握し、名称の設定はあまり拙速にならないようにした方がいいのではないでしょうかというご意見がございました。

また、交通事業者の対応についてですが、「バリアフリートイレ」に変更する方針という意見、東京都が示している方針(ピクトグラムでの表示)に基づき対応予定ですという意見、動向を注視し、議論していく必要があるというご意見もございました。

その他として、国と都の方針に従う方がよい。名称変更ではなく、区として率先してすべてのトイレをバリアフリーになるように整備推進してほしいというご意見がございました。

次のページに移ります。

今後の区の方針といたしまして、表示変更の取組を行う予定でございます。こちらについては、来年度の令和5年度に実施予定です。

具体的には、トイレの出入口における表示の変更ということで、区立施設、区立公園、 学校等のトレイの出入口に表示されている、「だれでもトイレ」「多機能トイレ」「多目 的トイレ」などの名称を削除することといたします。

ピクトグラム等がない場合については、新たにピクトグラムを設置する予定です。 整備の事例を示してございます。

写真左のところに「だれでもトイレ」がございます。こちらの赤い部分の四角等を削除 する予定でございます。

真ん中の方にも、「どなたでもご自由にお使いください」という記載がございますが、 こちらも消す予定でございます。 実際に、あとはピクトグラムが設置していないところもございます。

一番右側の写真になりますが、こちらの部分に、例にあるようなピクトグラムを設置する 予定でございます。

続きまして、案内板等における表示について、ご説明いたします。

トイレの位置に、車椅子マークなど設備を示すピクトグラムを表記することを基本とします。

何らかの名称が必要な場合については、「バリアフリートイレ」と表記する予定でございます。

資料の例で言いますと、左の「だれでもトイレ」のご案内といったところがございます。 こちらを「バリアフリートイレ」と表記するといった方針を考えております。また、右側 の写真のように、案内板にピクトグラムを設置するような形で行う予定でございます。

続きまして、(2)トイレ全体のユニバーサルデザイン推進の取組みといたしまして、 東京都が令和4年3月に作成した「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」を参照し、区立施設の改築などの機会を捉えて、トイレ内の設備・機能の分散配置をするとともに、練馬区福祉のまちづくり推進条例の事前協議においても、民間の建物などにおいてもトイレ内の設備、機能の分散配置を指導していく予定でございます。

これらにより、区内の建築物のトイレのユニバーサルデザインの推進に取り組んでいく 予定でございます。

また、トイレの適正利用についても、ホームページやポスターの掲示などを行いまして、 適切に周知していく予定でございます。

続きまして、先ほどご説明が抜けてしまった資料2の別紙の3枚目をご説明いたします。 申し訳ございません。

こちらのご説明ですが、区の方で整備を行っております光が丘駅のA5出入口のバリアフリー化の促進について、ご紹介いたします。

乗降客が多く、駅の構造上、1ルートだけでは利便性が欠く光が丘駅について、2ルート目の確保に向けての整備を進めております。

具体的な整備につきましては、写真に沿って説明いたします。

一つ目が左上の写真でございますが、駅の出入口の付近に2センチほどの段差がございました。

こちらについては、表面のタイルを解体いたしまして、写真の左側の下のように、段差 を解消するためにタイルを敷き詰める改修を行いました。

あとは、右側の図面でのご説明になりますが、ただいま、こちらの図面のとおり、1の ところの既存のスロープ、2のところの新規スロープの設置を行っております。

あとは、来年度に完成の予定でございますが、③の下りエスカレーターの設置を進めている予定でございます。

資料2の別紙についての説明は以上でございます。ありがとうございました。

〇部会長 ありがとうございました。

それでは、今の追加のご説明も含めまして、トイレの名称変更に伴う取扱い等につきま して、皆様方のご意見をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。 これは前回も一度議論していただいたと思いますので状況はお分かりだと思いますが、もし何かありましたら、それも含めて確認したいと思います。

いかがでしょうか。

○部会員 私どもは区から施設を受託している者ですが、確かに、こういったバリアフリーのトイレというのは、施設には設置されているのですが、お母さんとかのご意見をお伺いしていると、自分たちが使っている施設のどこにあるかは分かっているのだけれども、区の施設にはどういった機能を持つトイレがあるのかというのが外から見て分からない。だから、どこに行ったらいいのかよく分からないというふうなご意見をいただいたことがありました。

私どもは子ども関係の施設ですけれども、高齢者施設や、そのほか特定の目的を持った施設ですね。例えば体育館とかが、外から見て分かるように、そこにバリアがあっては、せっかくトイレ自体はバリアフリーなのに、意味がないのかなというふうな感想を持っているのですけれども、その辺の取組を教えていただきたいです。

○事務局 区立施設であるとか商業施設のトイレについて、外からなかなか分かりにくい。商業施設とかですと、商業施設のホームページとかで、このフロアにこういった機能のトイレがありますよという案内があるかと思います。

同じように、区立施設についても、練馬区のバリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」というマップがございます。こうしたインターネット上のマップになるのですけれども、そちらで区内の施設のバリアフリートイレの中の写真をお入れしたもの、そちらを公開しております。

商業施設のホームページですと、ここにバリアフリートイレがありますよというのはあるのですけれども、中の写真までは掲載していない部分がありますが、バリアフリーマップの場合ですと、中の写真までお入れしておりまして、例えば車椅子ユーザーの方ですと、トイレの位置が、例えば右側にあったりすると移乗が自分の力でできる方。左側にないと移乗ができないと、それぞれの方がいらっしゃいます。

バリアフリートイレでも、背もたれがあった方がいい方であったり、背もたれがない方がいい方と、あとは、手すりの位置が、このように例えば前に動かせるものがあった方がいいというように、それぞれユーザーの方によっても様々な違いがございます。

そういったものが分かるようにということで、バリアフリートイレということで一様ではございませんので、そういったものが分かるようにということで、中の写真まで掲載したマップというのを公開しております。

また、このバリアフリーマップについては、今現在、区立施設が多いのですけれども、 今後は商業施設にまで働きかけを進めていきまして、区内の商業施設でもこういった写真 掲載があるバリアフリートイレの掲載というのを進めていこうというふうに思っておりま す。

〇建築課長 追加です。

そういうおでかけマップのほかに、私どもは、先ほど説明しました駅から主要施設のアクセスルート上の公共施設等につきましては、私どもで独自に建物の玄関の扉の辺りに、どういうトイレがありますというものをシールで貼らせていただきましたので、5駅12施設につきましては、そういう取組もやらせていただいております。

以上です。

〇部会員 分かりやすい説明をありがとうございました。

ただ、お子さんは待てないですよね。目の前に高齢者施設があるのに、そこに入っていいのかどうかとか、必要な設備は当然あるはずなのですけれども、あるのかどうかというのが、今のように簡単にステッカーを貼るだけでも分かりやすく表示できるかなと思うので、もし、よろしければご検討いただければと思います。

〇部会長 ありがとうございました。

小さいお子さんの場合ですと、必ずしもおむつ交換台や、子ども用便器であるとかということではない場合もありますけれども、利用できるかどうか。あるいは、それを受け止めてくれるかどうか。そこがポイントになってくると思うのですよね。

名称変更もそうですけれども、名称変更すると、「だれでもトイレ」ではないから利用できないのと、そういうことではなくて、トイレは緊急事態はどなたでも発生するので、そのときには飛び込んでしまっていいわけですよね。そこは誤解がないように、ピクトグラムがあっても、それ以外の人たちが利用してはいけないわけではなくて、ただし、広いトイレはそういう車椅子の方も含め、利用する人が最優先でいるわけですよね。そういうことで、安心してほかの便房が利用できるときには、ほかの便房を使いましょうということが、この東京都の大きな方向性で、今、区国もそういう方向に向かっていますので、その辺りは誤解がないようにお願いしたいというふうに思います。

あとは、今のマップとか、事前情報ですよね。特に区内ですとか、いろんなところに、特に駅の周辺のメインの施設のバリアフリー情報があるということは、とてもすばらしいことだというふうに思いますので、積極的に展開していただければというふうに思います。 〇部会員 介護保険の事業者の集まりから出席させていただいております。

まさに、今日、この資料4のご説明を伺っていて、今、部会長に疑問をご説明いただいたようなところがございまして、名前の変更が、使い方、使う人を制限する方向に変わったのではないかという疑問を持ちながら、今、部会長のご説明で、いや、使うと思ったときは使っていいのだよという話で、この資料の大きい2番、前回いただいたご意見の中の、「名称をどうするか」ではなく「適切な利用の在り方」についてきちんと周知していくという、そこの話に今、部会長のお話が結びつくのかなというふうに聞かせていただいているところですが、実際問題、この裏面の3番の2番目の写真、ピクトグラムがあって、「どなたでもご自由にお使いください」の文字を外すということになると、これだけ見ると、外れたら、ここのピクトグラムに書いてある車椅子や、杖をつく高齢者や、子どもの手を引く人たち、もしくは、これは妊婦さんの人たちしか使えないという誤解は明らかになるのではないか。

もしくは、今まで、私も含めて、「だれでもトイレ」と周知されていたものがなくなることで、本当に誰でも使っていいのか分からなくなってしまうという、そこのところに関する今後の周知というのは、本当に同時進行かなというふうに感じるところでございますが、そのご予定やご配慮みたいなものがありましたら、改めて教えていただきたいというところでございます。

〇建築課長 もともと、どうしてこういう名称をやめようかなというきっかけですけれども、本当に車椅子の方とか、そういう障害をお持ちの方が使いたいときに、健常者の方

がお使いになっていて、自分たちが使いたいときに使えないというのがきっかけみたいな ことがありますので、別に否定をするわけではないのですが、普通に使える方は普通のト イレを使っていただきたい。

できれば、こういうピクトグラムに表示されている方を優先して使っていただきたいな というのが、大本の趣旨でございます。

なお、「だれでもトイレ」というのは、すごく社会的になじんでいます。東京都が独自 に始めたところがあるのですけれども、今回我々が名称を削除するときには、その辺の説 明を同時にさせていただきたいなと思っています。

施設ごとに、こういう理由で名称をやめますが、どなたでも使っていただいて結構ですが、こういう方は優先してくださいというご説明はさせていただきたいなと思っています。 あと、ホームページにも出させていただく予定でおりますので、その辺の周知はある程度させていただけると思っております。

〇部会員 ありがとうございます。

まさにこの1行、2行、3行ぐらいでの説明が、その脇につくという理解かと、今伺っていて思いました。

この写真にある「だれでもトイレ」の文字が消えた後、一定期間そういうような説明が 脇について、こういう理由で「だれでもトイレ」という文字が消えましたということを、 ぜひ、ご周知いただければと思います。

本当に、高齢者や認知症の方々とともに歩くと、介護者の方がどこのトイレに入っていいか分からない。介護者の方もこういう広いトイレに一緒に入っていいのだという使い方など、実際に介護現場のいろいろな人たちが起きています。

認知症の方だけ待たせておいて、自分がトイレに行くことができないとか、障害者だけが使うトイレではなくて、自分が使いたいけれども、認知症の人を待たせることができる場所がないという、そういうようなことを考えると、このピクトグラムの解釈というのは、幅をもたないとならないかなと。

「だれでもトイレ」でなくなってしまうことの弊害を、ぜひご検討いただきながら、つけていただきたいというお願いでございます。よろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございます。

現実問題として、今の認知症の方とか、高齢者同伴の方とか、あるいは知的だとか、発達障害の方の同伴の方というようなケースが非常にだんだん多くなってきていますよね。 そういう方々も利用できる。

本当は、広くなくてもいいのですが、狭めでもいいのですけれども、そういう男性も女性も共有で利用できるものがあるということが望ましいのですけれども、これはトランスジェンダーの方々も含めてそうですけれども、場所にもよるわけですね。

練馬区の施設や店舗等がみんなそういう別々に分けて整備できるかとなると、そうもいかないので、その辺りのことは、全体の統一感としては「だれでもトイレ」の名称を変更するけれども、先ほどからご意見がありましたように、そこで困っていたら利用してもいい。その辺りは誰でもみんな平等なのですよね。

もし、そこまで困っていない状況で、ほかにもトイレが自分でも見つけられているのであれば、一般の便房を使用するとか、ほかの共用トイレを利用するとなるでしょうけれど

も、同伴で、ほかにも中にも入っていかなければいけないというような事態ですとか、あるいは介助が二人もいて、一緒に利用しなくてはいけないとか、いろいろな事情があると思いますけれども、そこは本当に柔軟に対応していく。

ただ、不適正な利用だけは何とかして避けていくとか、必要ないのに利用が集中してしまうのはよくないので、そういうことだけは避けるというのが、このトイレ名称の変更というか、名称の変更ではなくて、むしろ、トイレの空間の変更をしていかなくてはいけない。便房の変更をしていかなくてはいけないのですけれども、それがようやく今、少しずつ全国的にも動きつつあります。もう名称変更してから、国も含めて2年ほどたちますので、東京都も、昨年度、そういう方向に舵をきって、規則なども変えているところですから、少しずつ変化していくと思います。

ただ、みんなに一律ではないので、公園ですとか、一つしかないところは共用化してあるので、利用できるようにしておかなければいけません。名称がなくても利用できるということは、区民の皆さんが共通で理解をして認知していくということがとても大事かというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、次期地域福祉計画の策定についての資料の説明 をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○事務局 資料5番を御覧ください。地域福祉計画の策定について、これより説明させていただきます。

次期地域福祉計画は、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間を予定しております。計画に盛り込む内容やスケジュールについて、説明をさせていただきます。

主な内容としては、以下の4点があります。

一つ目が、福祉サービスを利用しやすい環境をつくるため、社会福祉法に基づく、重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込み、現行計画の取組「包括的な支援を推進する」を 位置付けます。

二つ目、犯罪をした者の社会復帰を支援し、安全安心に暮らせる地域社会を構築するため、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、再犯防止推進計画を包含する。

この二つの計画が、新しく地域福祉計画に包含していく計画になります。

三つ目は、こちらは福祉のまちづくりの推進に関する計画。

四つ目が、成年後見制度利用促進基本計画。

こちらの三つ目、四つ目については、現行計画に含んでいる計画です。

この二つの計画も、引き続き、地域福祉計画に含んで策定をしていくという予定にしております。

下に、計画の体系図がございます。

上位計画の「第2次みどりの風吹くまちビジョン」、こちらの個別計画として、下の青い太枠の中、練馬区地域福祉計画がございます。

こちらの赤い字、重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画、こちらが新しい計画になります。この計画と合わせて、四つの計画を含む地域福祉計画を策定していくという予定でおります。

左側の練馬区社会福祉協議会の地域福祉活動計画、東京都の地域福祉支援計画と連携し

ながら、右側にあります区が策定している関連する計画とも足並みをそろえて取組を進めていくというものになります。

裏面を御覧ください。

こちらの新しく包含する計画についての説明になります。

一つ目が、重層的支援体制整備事業についてことで、国は令和3年4月に社会福祉法を 改正しまして、地域住民の複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する ため、アウトリーチ支援や参加支援など、五つの事業を一体的に実施する重層的支援体制 整備事業を創設しました。

区では、ひきこもりや8050問題など、複合的な課題を抱える世帯に対しては、連携推進 担当が中心となって支援を行っておりますが、支援につながらない世帯に対しては、区民 や地域団体との協働による早期発見や居場所づくりが必要という課題がございます。

今後の取組で、中高年のひきこもりや8050問題への支援を強化するため、アウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援など、重層的支援体制整備事業に係る補助を活用して実施してまいります。

事業開始に当たって、この実施計画の策定が必要となっておりますので、地域福祉計画 に包含して位置づけるものです。

二つ目の再犯防止の推進についてになります。

再犯の現状については、刑法犯の検挙件数、こちらは年々減少しておりますが、それに占める再犯者の割合というのが、令和3年には48.6%と約半数が再犯者という状態になっております。こうした状態から国や都でも再犯防止推進計画が策定されまして、地方公共団体でも努力義務化されております。

再犯防止推進計画策定の目的としましては、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるように必要な取組を推進することで、安全で安心な暮らせる地域社会を実現するということを目的としております。

出所者に対する支援策の検討を進めまして、練馬区においても再犯防止推進計画を策定 していきたいと思います。

計画の体系としましては、再犯防止推進の目的が地域福祉計画の目的でもあります「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現」というものに合致することから、地域福祉計画に包含した形で策定を予定しております。

最後に、策定までのスケジュールです。

来年度は、7月ごろから推進委員会・部会を開催してまいります。また、再犯防止推進計画については、検討会を設けまして計画に盛り込む施策の検討を進めてまいります。9月に区民ニーズ調査、地域福祉団体の皆様に調査を行いまして、年度末にはたたき台を作成、令和6年度は本格的な策定年度になってまいりますが、5月ごろから推進委員会・部会を開催し、12月には素案の策定、パブリックコメントを経まして、3月に計画の策定を予定しております。

皆様にご意見をいただきながら、地域計画について、策定についても進めてまいりたい と思います。

説明は以上です。

〇部会長 御説明、ありがとうございました。

次期地域福祉計画、令和7年度から令和11年度ということになります。今、資料の説明をいただきましたけれども、二つほど新しい事業計画が加わるという形になります。

皆様方の御意見等がございましたらお願いいたします。

〇部会員 大変お恥ずかしいこと質問で申し訳ないのですが、私、外国語にバリアがございまして、アウトリーチ支援という単語が裏面に2か所ほど出てまいりますが、これは今後、外来語を改めるという意向はございませんか。

アウトリーチ、イコール、援助すること、手を伸ばすという意味ですね。支援の手を伸ばすという意味ですね。アウトリーチ支援と言うと、とても冷たい感じがしますが、手を伸ばした支援。地域や生活の場合、会いに行ってケアをする支援の形。これは、実は、私がネットで見たら、そう出ておりました。

ここに何か、所管される部署の心意気が感じられます。いかがでしょうか。

- **○福祉部管理課長** アウトリーチ、この言葉について分からない、分かりにくいところもあると思うのですけれども、国でも使っている言葉というところで。
- 〇部会員 専門用語ですね。
- **○福祉部管理課長** そうですね。言葉を使うときには説明というか、そういったものも必要かというふうに思いますので、それについては、今後、今いただいた御意見を踏まえて改善をしてまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

〇部会長 よろしいでしょうか。

とにかく、説明はできるだけ丁寧に。どういう言葉でもそうですけれども、それは日本 語でも全く同じだと思いますけれども。

どうしても、国の新たな事業というのは専門家がつくっていきますので、外で使われているような用語が頻繁に使われています。これは、やむを得ないことになりますけれども。 ぜひ、皆さん方、それぞれの事業のことですとか、区民の皆さんが分かるという言葉遣いが一番大事ですので、注意をしながら使っていただければと思います。

ありがとうございます。

新しい事業で、新しい狙いとか、そういうものが分かるような説明が特に欲しいという、 よろしくお願いします。

〇部会員 地域福祉計画の事務としての計画という重要な役割があるのは重々承知しているのですが、計画というものの意味についての周知について、要望でございます。

計画の体系図の中で、社会福祉法からくる地域福祉計画というのは多少私も存じているところなのですが、それに関連する、子ども、子育て、高齢、介護、障害等々、様々な計画、ここに紐づくところにおきまして、具体的に、私は介護保険事業者でありつつ、高齢、障害の方との事業なども一緒にさせていただきながら、民生委員にもさせていただいて、様々なここの部分に関わらせていただいているというところでございますが、大変これはお恥ずかしい部分だと思うのですが、介護保険事業者が社会福祉法のことを全然知らないのです。

この地域福祉計画という計画は、何をするのかというと、行政が事業を進めるための計画という意味だけでは全然なくて、地域の介護保険事業者を含めた福祉に関係するものが、どういう地域を目指そうか、どういうふうに法解釈を理解して自分が社会福祉法にきちん

と飲み込まれている一人だという自覚などが本当にないのです。

介護保険法ですら読んでいる介護事業者はすごく少ないので、やりづらいのですが、法 体系における自分の位置づけ、例えば民生委員などにしても、自分が民生委員法の中でど ういう役割を担っているかということなど、本当に議論のできる仲間が少ない。ほとんど いない。

計画の策定について、計画は事業を進めるための段取り手順だという大事な一面と併せて、計画とは、その地域に関わる福祉事業者や、もう少し広く、区民や市民の人たちが計画を知ることによって、どういう地域を目指すのだということの大事なメッセージであるのが計画だという理解が私の中ではございます。

その意味で、ぜひ、この新しい計画をつくる中で、計画そのものの周知というものが重要だという視点と、こういう体系図などを、今後、もしつくっていただけるとしたら、介護保険事業者が、どの法令に、この社会福祉法にくっついていくかというような法体系の結びつきなども、ぜひ、別の資料で、いずれ、いつか教えていただきながら、そういうものを私たち介護事業者の集まりの中で反映させていただいて、介護保険事業者は、介護保険の法律、もしくは介護保険課だけを見て事業をすればいいのではないということを分かるように御指導いただきたいというところが、お願いでございます。

以上でございます。

- **〇部会長** ありがとうございます。
- ○福祉部管理課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

こうした計画の周知というところについては、計画の策定段階から、今、介護サービス事業者さんからありましたけれども、関係者を巻き込んでいく、そういったことが行政としても求められるというふうに考えておりますので、そちら側のニーズ調査ですとか、事業者調査も行いますし、様々な場面でやっていきたいと、そういうふうに思っております。この体系図に、全ての福祉関係の法令ですとか、そういったものを落とし込むと膨大なものになってしまいますと思いますので、その辺は介護サービス事業者様ということでしたら、また、それは御相談をさせていただいて、個別に対応させていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇部会員 ありがとうございます。

介護保険事業者が毎月1回、事業者連絡協議会という集まりを通じて介護保険事業者に様々な周知活動をしていくタイミングがございます。ぜひ、そのうち、勉強の集まりなどでも、もしできれば、この計画についての周知や位置づけなど、月に1回の、どこか1回でもお越しいただきながら、事例の共有、各事業のところに、この計画の意味、大切さを教えていただいて、そして、介護事業者に行き渡るような機会を設けていただければとお願いするところでございます。よろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

計画をつくることはとても重要なことですけれども、その計画が何のためにやるのかということですよね。一つの事例として、それぞれの法体系につながって、これは多分、練馬区の基本計画だとか、いろんなところに関連するものがあると思いますので、分かりやすいものは単に事業者だけではなくて、この会議の場でも示しておいた方が、つまり、利用する区民の方々がつながっているという、どこかで法律で、あるいは制度でそれを利用

できるという、そういうチャンスもあるのだということが分かることがとても重要ですので、大きな中期目標もそうですけれども、それを実際につくることの意味、みんなでよってたかって、どんな地域をつくるのかという、そこの目標が見えてくるというか、あるいは5年後、10年後の先が見えるような地域福祉計画の立案、そのための様々な事業計画があると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。ほかは、ございますでしょうか。

それでは、今日の議題としては以上ですけれども、どうしても、今日の全体の整備計画でもそうですし、最初の資料の2、3にありましたけれども、部分的な資料だけだと全体の様子が見えないという、さきほど、副部会長の話もありましたけれども、今の<u>青木</u>部会員の話もそうだと思います。

全体が見えていて、それでのプレゼンがどんな位置づけで改善されているのか、計画の変更、あるいは次の策定がされるのかということが見えていくのがとても重要だというふうに思いますので、私も同感です。

そういう方向を目指して、つくる人たちだけが分かるものではなくて、区民の誰もが分かる、完璧なものは絶対できないのですけれども、一人でも二人でも多くの人が分かるようにというようなことが皆さんの共通の願いだというふうに思いますので、一つ、よろしくお願いしたいと思います。

その他の案件で、何かございますでしょうか。

事務局からよろしいでしょうか。あるいは、皆様、言い残したことはありますか。事務局に戻す前に。よろしいでしょうか。

〇部会員 今まで協議した中で、情報保障として大事なことも、いろいろ意見を伺いましたが、改めてトイレの課題についてです。

地震が起きた場合、聞こえない人にも、見て地震が起きたことが分かるものが必要です。 今まで見ても、そういう分かるようなランプとかが何もないのです。普通のトイレにもバ リアフリートイレにもない。何か災害が起きたということが分かるものがないので、ラン プでいいので、そういうものを建物の中に、改修するときに、例えば中村橋区民センター なども、これから改修しますよね。そのときに、そういう情報保障があるものをつけてい ただきたいと思います。

もう一つ、エレベーターの改修のときも同様で、見て分かるものをつけていただきたいと思います。ほとんど聞こえる人の声でコミュニケーションができるようになっていまして、聞こえない人のコミュニケーションに関しては何もついていないのですね。見て映像で分かるようなものをつけていただけると安心です。

手話とか、「しばらくお待ちください。」とか見て分かるものをつけていただきたいと思います。何もないと、手を振っただけでも相手のことが分からないのでストレスにもなりますので、そういう見てわかるものをつけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つ。二つ目なのですけれども、今まで、令和4年度3月までで私は任期を降りることになりますが、4月1日からは新しい担当に任せることになりましたので、皆様、御協力どうぞよろしくお願いします。今までどうもありがとうございました。

〇部会長 ありがとうございました。

部会員から、情報保障の一つとして重要な災害時の聴覚障害のある方々も含めて、これは、例えばフラッシュライトというものが、最近、標準化されつつありますけれども、情報保障というのは聴覚障害者の方だけではなくて、誰もがそれを見たときに何かあったと分かるというところですよね。一人ぼっちになっているときには。

そういうときはとても便利なものですから、そういう意味での今日のユニバーサルデザインの話ではありませんけれども、どこでも共通につけていく。

メトロでも少しずつトイレにフラッシュライトがつきはじめていますけれども、主要な 部分につけていくことがとても重要になるというふうに思います。

エレベーターの部分についても、緊急時に中の様子が外の防災センターにつながるようにということで映像を駆使したものですとか、ITBカメラですとか、いろんなものを駆使したやり取りが出始めています。

もちろん、費用は、今のところオプションになっているわけなのですけれども、少しずつ、代表的な区内の人たちにはつけていくことでチャレンジをしていくという情報について方向に向かうということがとても大事になってくると思いますので、一つよろしくお願いしたいと思います。

どうぞこれからも、一つ、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。その他の案件でよろしいでしょうかね。よろしくお願いいたします。

○事務局 今回の委員の皆様の任期につきましては、令和5年3月31日までとなっております。コロナ禍ということで、書面開催で対応させていただくことが多く、大変お手数をおかけしました。また、お忙しいところ、資料の確認や会議の御出席に御協力をいただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

書面開催や、本日いただきましたご意見につきましては、来年度以降の事業の実施や、 次期計画策定の中で検討させていただきたいと存じます。

また、次期福祉まちづくり部会でも、部会員の推薦等についても、現在、御依頼させていただいているところでございます。

次期部会は、地域福祉計画の体系に伴い新事項が多くなることが予想されます。お忙しいところ恐縮ではございますが、御協力くださいますよう、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の第4期の第4回の福祉のまちづくり部会を終了させていただきたいと思います。

引き続き、皆様方にはよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。